南砺市農業委員会第36回総会会議録

1.招集日時　　平成29年　　6　月　　1　日

2.開会時刻　　平成29年　　6　月　29　日　午後4時00分

3.閉会時刻　　平成29年　　6　月　29　日　午後5時15 分

4.場　　所　　城端庁舎　３階　会議室

5.委員定数　　26名

6.出席委員　　26名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	齊藤　勇一	出	15	片山　昌作	出
2	浅野　清治	出	16	藤永　隆夫	出
3	上田　憲仁	出	17	松平　勝	出
4	福田　孝洋	出	18	齊藤　十明	出
5	荒木　健二	出	19	澁谷　均	出
6	前川　十一	出	20	杉本　文代	出
7	梅本　兵造	出	21	木下　春一	出
8	池田　又次郎	出	22	小橋　昭夫	出
9	石尾　武雄	出	23	中川　寿	出
10	山本　清	出	24	松本　篤治	出
11	山本　敏	出	25	杉森　桂子	出
12	大谷　與一	出	26	百島　和博	出
13	雨野　敬三	出			
14	瀧　　由記男	出			

7.議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第153号　農地法第３条の規定による許可申請承認について

議案第154号　農地法第４条第１項の規定による許可申請承認について

議案第 155 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 156 号　農地法の第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願いについて

第 3　協議事項

協議第 28 号　南砺市農業委員会会議規則一部改正について

協議第 29 号　南砺市農業委員会規程の一部改正について

協議第 30 号　南砺市農業委員会地域協力員設置規程について

協議第 31 号　南砺市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程について

第 4　報告事項

報告第 54 号　農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長　芝井　広、主幹　野原　健史、副主幹　山田由紀子

9.会議の概要

事務局長　定刻となりましたので、只今より、第 36 回南砺市農業委員会総会を開催いたします。本日は 26 名中、出席委員 26 名ということで、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにご報告申し上げます。会議に先立ちまして、百島会長よりご挨拶をお願いします。

会長　今年の６月は、１０日ほど前に梅雨入り致しましたが、気温は平均例年よりも１度ほど低い。降雨量は平年の約半分。湿度は、低いということで非常に過ごしやすい６月ではないか、と言われております。農作業もはかどって本当に良い日であったのではないかなと思います。ただし、年間の降雨量というのはだいたい決まっているそうで、今後は少し心配が

会長

残る６月ではないかと私も思っております。では、３年間で最後の農業委員会の総会を入らせて頂きますので、よろしくお願い致します。

議事録署名人をご指名させていただきます。23 番中川委員、25 番杉森委員よろしくお願い致します。

次に、3 番附議議案、議案第 153 号農地法第 3 号の規定による許可申請承認について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 153 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 4 件の申請が有りました。面積は　田　1,174.87 ㎡、畑　116.0 ㎡、計 1,290.87 ㎡です。

今回はすべて所有権の移転によるものです。

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番につきまして、譲り渡し人は高齢であり、農地の管理、耕作等が出来なくなったため、申請地を申請地近隣の農地を所有で、農業経営拡大に意欲のある譲り受け人に譲り渡すものです。

受付番号 2 番です。

受付番号 2 番につきまして、譲り渡し人は近年、農地の管理・耕作等が出来なくなったため、申請地を農業経営拡大に意欲のある譲り受け人に譲り渡すものです。

受付番号 3 番です。

受付番号 3 番につきまして、譲り渡し人は、以前、この地域に居住していましたが、現在、福野地域で居住していることで、自己所有の水田管理や耕作が出来なくなり農地の現状確認を致しました。申請地は形状が細長く、隣接農地にも組み込んでいることで、耕作や管理が困難であることから、農業経営拡大に意欲のある譲り受け人に譲り渡すものです。

受付番号 4 番です。

受付番号 4 番につきましては、受付番号 3 番と同じ譲り渡し人で、現在、福野地域で居住していることで、水田の管理及び耕作が出来なくなったため、申請地を申請地近隣の農地を所有し、農業経営拡大に意欲のある譲り受け人に譲り渡すものです。

いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。

議長　以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 153 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　続きまして議案第 154 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 154 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は 3 件の申請がありました。面積は田のみ　589.00 ㎡です。

住宅敷地の一部	田	2 筆	336.00 ㎡
住宅敷地	田	2 筆	136.00 ㎡
私道路	田	1 筆	117.00 ㎡
計	田	5 筆	589.00 ㎡

受付番号 1 番です。
申請人は、父親の代に物置が住宅の隣にあることで、使用し辛かったことから、現在の場所に新築し、その際、進入路を確保すべく一部を造成し使用してきたところです。申請人が定年となり、現在、自作で農業をしておりますが、農作業スペースが大変狭く、旋回スペースもないことから、隣接農地を無断で造成、使用してしまいました。今回その土地が転用していなかったことが分かり、早急に手続きをするため、是正するものです。

事務局　農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号2番です。

受付番号2番につきましては、申請人は、平成3年12月に亡き父の遺産を相続しました。平成29年2月に家のリフォーム工事を行うため、家及び土地の登記簿を確認したところ、登記簿上「田」であることが分かり、昭和55年8月の本家増築工事及び農機具置場の造成工事が、農地転用の許可を受けずに行われていたことを認識しました。本来ならば、田へ原状回復し、農地転用の手続きを行わなければなりませんが、その現状回復が困難なため、今回是正するものです。ここに深くお詫び申し上げ、今後は法令遵守に努めてまいります。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号3番です。

受付番号 3 番につきましては、この田下地区は、東海北陸自動車道路の五箇山インターチェンジ付近であります。

平成に入り、高速道路の計画が本格的に進み、事前調査・測量、そして用地売買・保障といろいろなことを行政や地区とお互いに歩み寄り話し合い、工事施工、完成、開通するまでに至っています。

その後、高速道路の関係で、南砺市と土地交換が整いました。譲り受けた土地はそのまま道路として使用し、その隣に申請地が存在しております。高速道路工事後には、冬期間、除雪のために除雪機が迂回しやすいように、両隣とともに道路敷地として利用しておりますが、このたびの地積調査が行われたことをきっかけに今回是正するものです。

農地区分は、インターチェンジの出入り口から300m以内で公共施設整備済区域ということで 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えられます。以上です。

議長　第 154 号の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員　3種の最終的な合計値の面積が知りたいです。

事務局　今回の最終的な申請面積は117.00㎡になります。

委員　隣に住宅地があると思うので、全部で何㎡になるのですか。

事務局　1番の既存面積につきましては、532.00㎡であります。2番の既存面積につきましては、325.00㎡です。3番の既存面積につきましては、213.00㎡です。

議長　他に質問はございませんか。

（異議なし）

議長　質問はありましたが、農業委員会として採決をとります。議案第154号農地法第4条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　続きまして議案第155号農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第155号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局　今回は7件の申請がありました。面積は、田　2,555.00㎡、畑　2,043.00㎡　計　4,598.00㎡　です。

住宅敷地	田	1筆	260.00㎡
分譲住宅敷地	田	1筆	200.00㎡
資材置場	畑	2筆	1,210.00㎡
貸介護施設敷地	田	1筆	1,387.00㎡
駐車場及び タイヤ置場	畑	4筆	833.00㎡
法要会館及び 来客用駐車場	田	1筆	528.00㎡
車庫・物置	田	1筆	180.00㎡
計	田	5筆	2,555.00㎡

	畑	6筆	2,043.00㎡
合　計		11筆	4,598.00㎡

事務局　受付番号1番です。

受付番号 1 番につきましては、譲受人は、塗装業足場仮設業を40年ほど従事してきました。その経験を生かし、今度は新規事業として、足場仮設資材のリース業を始めるための敷地として今回転用するものです。

この土地は、一度転用許可された土地ではありますが、許可後、土地改良事業が行われ農地となったもので、現地は以前の所有者が石による芸術作品の展示用として、砂利等を敷き利用してきたものです。既存敷地内には、足場仮設資材の部分材料のネジ・クランプ等があり、農地部分には、足場仮設資材700セットを置く予定であります。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号2番です。

受付番号2番につきましては、現在、福光地区においては、高齢者の急増と若者の減少が顕著であり、中でも高齢者向け社会福祉施設の充実が求められている現状であります。南砺市北部においても同様であり、当地域福祉の向上に寄与したいと立案したものです。

この貸介護施設敷地として、デイサービス施設を建設して、介護事業者㈱ニチイ学館へ25年間賃貸するものと考えております。

なお、ニチイ学館は約10年前より、訪問方介護サービス事業所を開設されており、本件の竣工を待って上記事業所を移転する予定です。この申請地は、老人が長年親しんで心和む田園風景を眺められること、また、この施設における日常物資の緊急調達に至便な範囲であることで注目したところであります。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号3番です。

受付番号 3 番は、現在、母親が所有する住宅に、母、妻、子供の 3 人に弟妹と住んでいます。子供が成長してきたことで既存住宅が大変狭くなり、子供部屋も確保できないことから申請人夫婦と子供が住む自己所有住宅を新築することにし

事務局　ました。

申請人は、長男で跡取りなので、母親が住む実家のそばで新築したいと希望しており、譲り渡し人の母親が申請地を勧めました。

申請地は既存住宅敷地と隣接しており、小さい子供を預ける機会があっても利便性が大変よいので、ぜひこの地での新築住宅としての建築を申請したいというものです。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番です。

受付番号 4 番は、現在、申請人は市外にアパート住まいをしておりますが、自身の将来の生活を考え、住宅を新築したいと思っております。老後の親の生活を支えていきたいと考えており、緊急時の対応等、利便性の上で最適である当該申請地を選定したものであります。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 5 番です。

受付番号 5 番は、近年、家族葬が増加傾向であり、法要会館といわれる食事室などコンパクトな部屋がないことで不便さを感じておりました。今後は必要性を重視すべきと考えるようになり、消火栓設備等は既存地で設置し、借入地の一部は駐車場として車 4 台分としても利用したいと考えております。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 6 番です。

受付番号 6 番は、申請人が自家用車を 3 台所有し、既存宅地には車庫や物置を作るスペースが全くなく青空駐車を余儀なくされており、特に冬場に不便さを感じておりました。以前から物置と車庫を併用した建物を必要としており、1 階は車庫兼物置、2 階は納屋として使用する予定であります。しかし、譲り渡し人の父が無断で車庫・物置の建築として利用していることが判明したことで、今回はその是正をするものです。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 7 番です。

受付番号 7 番は、長年他社の敷地を借用し、駐車場として、

事務局　またタイヤ置場として使用してきました。いつかは自社所有の土地を確保したいと考えていたところ、今回譲り渡し人の方々に同意を得て駐車場等を確保できるということになり、今回申請するものです。
　この地域は、主に軽工場の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る上で、もっとも適していることとなっております。
　農地区分は、市街化傾向区域の都市計画法上の用途地域（準工業地域）で 3 種農地と判断され、原則許可するものと考えられます。

事務局　受付番号 3、4 の補足ですが、分家住宅の取り扱いです。6 番は既存地が 425.87 ㎡で、そのうちの 180.00 ㎡が是正です。

議長　以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 155 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　次に議案第 156 号農地法の第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願いについて議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 156 号について議案書をもとに内容説明＝

事務局
　議案番号第 156 号農地法第 3 条第 1 項　目的の買受適格者証明願いについてです。
　今回は、2 件申請があり、面積は　田のみ　2,253 ㎡です。
　受付番号 1 番、2 番のお二方とも、買受しようとする願い出

地が同じであり、農業経営規模拡大のため取得する予定で、競売に参加しようとするものです。入札期間としましては、平成 29 年 7 月 19 日から平成 29 年 7 月 26 日までとなっており、農業委員会が発行する買受け適格者証明が資料として必要になることから、今回 2 件の証明願いが提出されたものであります。

事務局

議長　この案件について、何かご質問等ございましたらお願いします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 156 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受け適格証明願いについて対し、意見決定について賛成の方は拍手をお願いします。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　次に協議事項に移ります。
協議第 28 号南砺市農業委員会会議規則一部改正について事務局より説明があります。

＝協議第 28 号について議案書・資料をもとに内容説明＝

事務局

協議第 28 号南砺市農業委員会会議規則一部改正について、法改正により、農業委員会の委員は公然性から市長が議会の同意を得て任命することになったため、所要の改正を行うものです。一部改正内容は、時期と所要の改正です。
第 1 条、『南砺市農業委員会会議（以下「会議」という）』部分を略称規定の追加及び削除で、『南砺市農業委員会（以下「委員会」という）の会議』に改正されております。
第 2 条、『会長は会議を招集し』という部分は、『委員会の会長（以下「会長」という）は委員会の会議（以下「会議」という）を招集』に、備考欄も同様に改正されております。
第 2 条の 2、『会議の日の 3 日前までにしなければ』という

事務局　ところは、『会議の日の 3 日前までに行わなければ』ということで、字句の改正です。
第 4 条、『当日の会議時刻まで』のところを『開会時刻までに』と字句の改正です。
第 5 条、『委員の議席は、一般選挙後』のところを、『委員選任後最初の会議』ということで、委員の公選制が廃止されたことに伴う改正です。
第 5 条 2 についても、『一般選挙後』が『委員選任後』に改正です。3 は省略させていただきます。
第 6 条、『会議の開議』は『会議の開会』に字句の改正です。
2 番、同じく字句の改正です。
第 9 条、『発言は、すべて』を漢字で『全て』に変更です。
第 11 条、『会長は、採決を採ろうとするときは』を『会長は採決するときは』に字句の削除です。
この件については以上です。

議長　只今説明のありました、協議第 28 号について意見を求めます。

委員　いつから実施するのですか。附則が記載されていないようですが。

事務局　本日 6 月 29 日の農業委員会の決定を受けて、7 月 20 日付けから施行することになっております。
附則を追加記載します。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので、次の議題へ進みます。
協議第 29 号南砺市農業委員会規程の一部改正について事務局から説明お願いします。

＝協議第 29 号について議案書・資料をもとに内容説明＝

事務局

南砺市農業委員会規程の一部改正です。同じく法改正により、所要の改正を行うものです。
組織、第 2 条は削除です。
第 3 条、『一般選挙後』は『任命後』に改正します。

事務局　第 4 条、『会長の互選は、その欠けるに至った日から 10 日以内に』という部分については、今般、庵さんが亡くなって 10 日以内に農業委員を招集しすぐに互選というのは、非常に厳しいものがありました。遡った日付にさせて頂いた事実がございます。やはり、1 ヶ月に 1 度、農業委員会がありますので、30 日以内に改正させて頂きたいと思います。

第 5 条、『委員があらかじめ』を『あらかじめ』に語句の整理をしております。

富山県農業会議の会員第 6 条は、富山県農業会議会員に改正なおかつ 2 条がなくなったため、条の繰上げです。

7、8 条はそのままで、地域協力員の 9 条については、地域協力員がなくなったため、条の削除です。

身分を示す証票は、今まで農業委員と職員という身分証明がありました。新たに最適化推進委員が加わりますので、その身分証明書の中に最適化推進委員を加えさせて頂きました。

あとは、条の繰り上げと一部改正をさせて頂きました。以上です。

議長　只今説明のありました、協議第 29 号について意見を求めます。

委員　第 6 条の農業会議会員のところですが、『ただし、委員会が会長以外の委員を指名した場合は、』というのは、委員会を開き、委員会が指名するということですか。

事務局　通常は、会長が農業会議会員になります。よっぽどの場合、そういった改正をすることによって、会長以外でも、会員になれます。委員会の同意を得られれば、進めていくことができるように改正していきたいと思います。

委員　委員を開かなくても、委員の同意があればいいのですか。

事務局　委員の同意を求めるには、委員会は必要だと思います。

委員　会長が委員会を開かなかったら委員で決められないということですか。

事務局長　原則、会長が委員だということです。何かの都合で、農業会議の委員になれない場合があります。その場合はこうなりますということです。

議長　この案件について、他に何かご質問等ございましたらお願いします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。協議第 29 号協議第 29 号南砺市農業委員会規程の一部改正について賛成の方は拍手をお願いします。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　次に協議事項に移ります。
協議第 30 号南砺市農業委員会地域協力員設置規程について事務局より説明願います。

＝協議第 30 号について議案書・資料をもとに内容説明＝

事務局　議案書に基づき説明。

議長　この案件について、何かご質問等ございましたらお願いします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。協議第 30 号南砺市農業委員会地域協力員設置規程について対し、意見決定について賛成の方は拍手をお願いします。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといた

議長　します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　次の協議事項に移ります。
協議第 31 号南砺市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程について事務局より説明願います。

事務局　＝協議第 31 号について議案書・資料をもとに内容説明＝

議案書に基づき説明。

議長　この案件について、何かご質問等ございましたらお願いします。

委員　最適化推進員の仕事は具体的にどのようなことになりますか。

事務局　具体的な仕事は、まずは農業委員さんに積極的に協力いただき、現地の確認や巡回した際には、説明や意見を求める機会もあるかと思いますので、率直なご意見等を述べていただくことになります。

議長　この案件について、他に何かご質問等ございましたらお願いします。

（異議なし）

議長　ご異議がないようですので採決をとります。協議第 31 号南砺市農業委員会最適化推進委員の委嘱の規程について　に対し、意見決定について賛成の方は拍手をお願いします。

（全員拍手）

議長　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長　他に何かご質問、ご意見などございますか。

（異議なし）

議長　　続いて報告事項にうつります。

議長　　報告第 54 号農地法第 18 条第 6 項の賃借権の規定による通知書について事務局より説明願います。

＝報告第 54 号について議案書をもとに内容説明＝

事務局

今回は、14 件の届出がありました。面積は田のみで 25,977.00 ㎡です。
受付番号 1 番から 9 番につきましては、災害における土砂災害における土砂置き場として利用するための解約です。
受付番号 10 番につきましては、議案番号第 156 号の受付番号 2 番に関係するものです。
受付番号 11 番と 12 番につきましては、一度解約し、再契約するための解約です。
受付番号 13 番につきましては、市へ売買したことによる解約です。
受付番号 14 番につきましては、議案番号第 155 号受付番号 5 番に関係するものです。

議長　　この案件について、他に何かご質問等ございましたらお願いします。

（異議なし）

議長　　ご異議がないようですので採決をとります。報告第 54 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定についてに対し、意見決定について賛成の方は拍手をお願いします。

（全員拍手）

議長　　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、その他へ進みます。事務局から説明願います。

（事務局より説明）

議長　　その他に何かございますか。

議長　　ないようでしたら、議案報告事項はすべて終わりましたので、本日の委員会を終了させていただきます。

○次回の農業委員会　平成29年8月1日(火)　午後2時

以上をもちまして、３年間最後の南砺市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後5時15分）

議事録が正確であることを証します。

平成　　年　　月　　日

議事録署名委員

議事録署名委員

会　　長